

決議案第1号 渡良瀬川及び利根川への新たな架橋を含む広域幹線道路の整備促進に関する決議について

(提出者)篠原一世議員、(賛成者)若田部治彦議員、春山敏明議員、飯田昌弘議員、鶴見義明議員から渡良瀬川及び利根川への新たな架橋を含む広域幹線道路の整備促進に関する決議案が提出され、常任委員会への付託を省略し、議員全員の賛成により可決されました。

渡良瀬川及び利根川への新たな架橋を含む 広域幹線道路の整備促進に関する決議

栃木県南部地域に位置する佐野市、群馬県東毛地域に位置する館林市、板倉町、明和町、埼玉県北部地域に位置する羽生市とは、それぞれ渡良瀬川及び利根川に隔てられ、陸路とは別に古来それぞれの地域を結ぶ渡し舟が運行され、人々の交流や物流を支えてきました。

現在、これらの地域の広域幹線道路は、今なおかつての陸路である佐野行田線(渡良瀬大橋)及び国道122号(昭和橋)が供用されるにとどまり、これより下流の架橋としては、渡良瀬川に栃木県栃木市の新開橋及び藤岡大橋が、利根川に埼玉県加須市の埼玉大橋があるのみで、地域の互恵的かつ広域的な発展の阻害要因となっています。

近年では、各地域における商業地区の整備により商圈が拡大し、人の交流がより盛んとなったことに加えて、北関東自動車道や埼玉県内の圏央道全線開通により、商工業の再編、物流の活発化が進み、一層の交通量の増加が見込まれます。

渡良瀬川及び利根川への新橋の建設並びにこれに係る広域的な道路交通網の整備は、栃木県南部地域、群馬県東毛地域、埼玉県北部地域が広域の経済圏として一層の飛躍、発展を遂げる上での起爆剤となるものです。

また、防災面でも架橋の存在は重要な役割を果たします。

昨年7月の西日本を中心とした「平成30年7月豪雨」は記憶に新しいところではありますが、平成27年9月に目の当たりにした「関東・東北豪雨」での甚大な被害は、地域住民に大きな衝撃と不安をもたらし、記憶にも深く刻まれました。

鬼怒川の堤防決壊により、特に被害の大きかった茨城県常総市では、当時、住民の避難を市内で完結させることを優先するあまり、効率的な避難誘導ができなかったという経緯から、市域に捉われない広域的な避難が有効であるとの教訓が得られました。

特に、三県に跨がるこの地域では、大きな河川がそれぞれの県境に概ね沿う形で流れており、これらの河川の堤防が豪雨等で決壊した場合には、県外への広域的な避難経路を確保するとともに、他県との間に応援・受援態勢を確立する上でも、新橋及び広域幹線道路の整備は不可欠なものとして強く望まれています。

よって、佐野市議会は、渡良瀬川及び利根川への新たな架橋を含む広域幹線道路の整備に向け、引き続き、関係行政機関等に全力で取り組むよう強く求めるものです。

以上、決議します。